

令和6年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(令和5年度事業分)



令和6年11月
伊佐市教育委員会

目 次

1	は じ め に	・ ・ ・ ・ ・	1
2	基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・	2
3	点検及び評価の対象	・ ・ ・ ・ ・	2
	(1) 教育委員の活動状況		
	(2) 施策及び事務事業		
4	点検及び評価の方法	・ ・ ・ ・ ・	2 ～ 3
	(1) 教育委員会活動評価項目・外部評価		
	(2) 対象事業の評価項目、評価の視点・外部評価		
5	点検及び評価から公表までの流れ	・ ・ ・ ・ ・	3
6	点検・評価の公表	・ ・ ・ ・ ・	3
7	伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	4
8	委 員 名 簿	・ ・ ・ ・ ・	5
9	内部評価及び外部評価委員会の意見	・ ・ ・ ・ ・	5 ～ 37
	(1) 教育委員の活動		
	I 教育委員の活動状況		
	II 教育委員会活動評価・外部評価委員評価		
	(2) 施策等（後期計画）		

1 はじめに

伊佐市教育委員会では、「伊佐のふるさと教育」の推進として「地域と学び、未来に生かす人づくり」、「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」という基本目標を掲げ、平成25年3月に「伊佐市教育振興基本計画（前期計画）」（以下「前期計画」という。）を策定し、着実な推進に努めてまいりました。

その推進にあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行について、点検及び評価を外部評価委員会において審議を行い、その結果を議会に報告し、公表してきたところです。

昨年度は、これまでの前期計画や国・県の教育振興基本計画を参酌しながら、本市の教育課題を精選し、平成30年3月に策定（5年間計画）した「伊佐市教育振興基本計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）における5年度目の点検及び評価を行い、公表しました。

なお、この後期計画は令和5年3月に現行後期計画の点検・見直しを行い、令和6年度まで2年間延長し「伊佐市教育振興基本計画（後期延長計画）」（以下「後期延長計画」という。）を策定しており、後期計画の成果を踏まえ、さらに効果的な教育行政の推進と市民の皆さまへの説明責任を果たすため、後期延長計画実施1年目（令和5年度）の教育委員会における主な教育委員会の会議の点検、評価を実施し、報告書にまとめました。

教育委員会活動、施策等評価を行った対象事業について、外部評価委員会の意見・評価を受け、伊佐市教育委員会活動を進めてまいります。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 基本的な考え方

この点検及び評価を行うことにより、事務事業を主管する教育委員会が現状を把握・認識したうえで、その目的達成のために具体的な改善を図ることを基本とする。併せて、外部委員の評価、議会への報告、市民への公表等を通じて、行政に求められる説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進することを目的とする。

3 点検及び評価の対象

(1) 教育委員の活動状況

教育委員会の責任の所在や、委員の非常勤体制等から形骸化しているとの批判が高まるなかにおいて、教育委員の活動を広く市民に公開し、教育委員会の活性化を図る目的で、教育委員の活動状況を自己点検・評価する。

(2) 施策及び事務事業

第1次伊佐市総合振興計画を踏まえ策定した「伊佐市教育振興基本計画」のめざすべき姿の実現のため、9つの方向性に基づき、今後7年間集中して取り組む38施策について、7年間を通した総括評価を行う。

4 点検及び評価の方法

(1) 教育委員会活動評価項目・外部評価

活動・事務	評価項目	評価の視点
教育委員会 の活動	教育委員会の会議の 運営・改善	●開催回数等 ●議案の審議状況 ●事務局との連携 ●運営上の工夫 ●市長部局との連携
	教育委員の研修	●研修回数等 ●研修の成果
	委員の活動状況	●教育委員会行事への参加 ●教育委員会以外の主催行事への参加
	教育振興基本計画	●進捗状況と検証

① 一次評価・・・教育委員会自己評価

② 外部評価・・・外部評価委員の意見（知見活用）

(2) 対象事業の評価項目、評価の視点・外部評価

評 価 項 目	評 価 の 視 点
① 目的妥当性	● 緊急性・必要性は高いか ● 施策目的達成の手段として適当か ● 公共が関与すべきものか
② 効 率 性	● 経費節減の手法はないか
③ 公 平 性	● 対象や受益者負担の設定は適切か
④ 有 効 性	● 成果が得られているか（目標達成度）
⑤ 進 捗 性	● 計画・目的どおりに進捗しているか

5 点検及び評価から公表までの流れ

月	作 業	点検・評価の方針及び考え方
6 月	教育委員会課長会	一次評価（教育委員会自己評価） 評価施策及び事務事業の選定
7 月	教育委員会課長会	一次評価（教育委員会自己評価） 評価シート調整
	定例教育委員会	一次評価（教育委員会自己評価）
	第1回外部評価委員会	外部評価委員の意見（知見活用）
9 月	教育委員会課長会	外部評価委員会の報告書
10月	第2回外部評価委員会	外部評価報告書認定
	定例教育委員会	外部評価報告書議決
11月	外部評価公表	議会への報告・ホームページ

6 点検・評価の公表

市民への説明責任を果たすため、本報告書を議会へ提出するとともに、ホームページへの掲載を行い、点検・評価結果の積極的公表を行う。

7 伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行についての点検及び評価を行うため、伊佐市教育委員会外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 伊佐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の事務の点検及び評価に関すること。
- (2) 教育委員会教育長及び委員の活動状況の点検及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成27年3月25日教委告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の第2条の規定は適用しない。

附 則(令和4年1月25日教委告示第1号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

8 委員名簿

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し、学識経験を有する外部の方々に構成する伊佐市教育委員会外部評価委員会を設置している。

○ 委員名簿

職 名	氏 名	備 考
委 員	時 任 俊 明	有識者
委 員	永 田 明	有識者
委 員	宮 原 景 信	学校法人大口明光学園 中学校高等学校校長
委 員	山 下 和 弘	有識者
委 員	富 永 雅 代	有識者

9 内部評価及び外部評価委員会の意見

(1) 教育委員の活動

I 教育委員の活動状況

① 教育長及び教育委員の選任状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育長は、教育行政に関し識見を有する人の中から、教育委員は、教育、学術、文化等に関して識見を有する人の中から、市長が議会の同意を得て任命している。

○ 教育委員会の構成

職 名	氏 名	任 期	備 考
教 育 長	春 田 浩 志	令和 4 年 12 月 12 日 ～ 令和 7 年 12 月 11 日	1 期
委 員 (教育長職務代理者)	永 野 治	令和 4 年 12 月 12 日 ～ 令和 8 年 12 月 11 日	6 期
委 員	長 野 則 夫	令和 3 年 3 月 27 日 ～ 令和 7 年 3 月 26 日	4 期
委 員	久 保 田 悦 子	令和 3 年 12 月 12 日 ～ 令和 7 年 12 月 11 日	3 期
委 員	長 野 吉 泰	令和 5 年 12 月 12 日 ～ 令和 9 年 12 月 11 日	2 期

② 教育委員会会議の開催状況

本市教育委員会の会議は、原則として毎月25日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催している。

会議では、教育行政に関する基本方針や市議会提出案件、規則、要綱の制定等重要な施策について審議を行っているほか、事務局から委員に対し、教育施策に関する各種報告、情報提供を行い、活発な議論が行われている。

なお、会議は原則として公開としている。

(令和5年4月～令和6年3月開催分)

会 議	開 催 数	傍 聴 者
定 例 会	12回 (月 1 回)	0 人
臨 時 会	2 回	0 人

③ 審議状況

ア) 付議案件数

議 案	27件
請 願	0 件
報 告	22件

イ) 会議に付された主な案件

- 条例、予算その他伊佐市議会の議決を要する事件のうち教育に関する事項について市長に意見を申し出ること (条例:2件、予算:7件、その他:1件)。 10 件
- 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。 8 件
- 教科書の採択に関すること。 1 件
- 職員及び学校職員の任命その他の人事及び研修の方針に関すること。 3 件
- 教育委員会事務局の課長並びに教育機関の長を任免すること。 1 件
- 教育功労者の表彰その他重要な表彰に関すること。 1 件
- 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。 11 件
- 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 1 件
- 前各号に掲げるもののほか、重要かつ異例に属する事項に関すること。 13 件
(要綱・要領の制定、改廃:10件・委員の委嘱:1件・学区外就学:1件・奨学生の決定:1件)

計 49件

ウ) 定例会・臨時会における主な審議内容（令和５年４月～令和６年３月）

第４回定例教育委員会（令和５年４月25日（火））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和５年３月24日～令和５年４月24日） 教育委員の活動報告：退職校長辞令交付式、転入教職員着任式、小学校入学式、中学校入学式、高校入学式、伊佐さわやかあいさつ運動。
	報告第４号「伊佐市教育支援委員会委員の委嘱について」 報告第５号「伊佐市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」 報告第６号「伊佐市立学校給食センター運営委員の委嘱について」 報告第７号「伊佐市いじめ問題専門委員の委嘱について」 ※ 審議のあと承認。 ○ 提出審議なし。 ○ 提出動議なし。

第５回定例教育委員会（令和５年５月23日（火））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和５年４月25日～令和５年５月22日） 教育委員の活動報告：県市町村教育委員会連絡協議会及び研修会、教委学校訪問。
	報告第８号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 報告第９号「伊佐市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと承認。 議案第15号「令和５年度伊佐市一般会計補正予算（第２号及び第４号）について」 議案第16号「伊佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について」 議案第17号「伊佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

第 6 回定例教育委員会（令和 5 年 6 月 23 日（金））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和 5 年 5 月 23 日～令和 5 年 6 月 22 日） 教育委員の活動報告：地区教育委員会連絡協議会総会及び研修会、土曜いきいき講座開講式、学校訪問。 報告第 10 号「伊佐市社会教育委員、伊佐市大口ふれあいセンター運営審議会委員及び伊佐市菱刈ふるさといきがいセンター運営審議会委員の委嘱について」 報告第 11 号「伊佐市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと承認。 議案第 18 号「令和 5 年度伊佐市一般会計補正予算（第 5 号）について」 ※ 審議のあと議決。 動議第 1 号「校区外申請の規定について」 動議第 2 号「特別支援教育支援員の現状と実情について」 ※ 議題とし討論。

第 7 回定例教育委員会（令和 5 年 7 月 26 日（木））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和 5 年 6 月 23 日～令和 5 年 7 月 25 日） 教育委員の活動報告：燃ゆる感動かごしま国体 炬火リレー、県市町村教育委員研修会、水泳記録会。 報告第 12 号「伊佐市特別支援学校整備検討委員会設置要綱の策定及び委員の委嘱について」 報告第 13 号「伊佐市図書館協議会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと承認。 議案第 19 号「令和 6 年度教科用図書の採択について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

第 8 回定例教育委員会（令和 5 年 8 月 25 日（金））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和 5 年 7 月 26 日～令和 5 年 8 月 24 日） 教育委員の活動報告：水泳記録会、人権同和教育研修会、教育講演会、九州地区市町村教育委員会研修大会、県民文化フェスタ。 ○ 報告事項なし。 議案第 20 号「令和 5 年度伊佐市一般会計補正予算（第 7 号）について」 議案第 21 号「伊佐市学校給食費の額の減額を定める要綱の制定について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

第 9 回定例教育委員会（令和 5 年 9 月 25 日（月））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和 5 年 8 月 25 日～令和 5 年 9 月 24 日） 教育委員の活動報告：地区子ども会大会・創作活動大会、小学校運動会、中学校体育大会。 ○ 報告事項なし。 議案第 22 号「伊佐市部活動地域移行推進協議会設置要綱の策定について」 議案第 23 号「令和 5 年度伊佐市社会教育関係功労者表彰の被表彰者の決定について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

第10回定例教育委員会（令和5年10月25日（水））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和5年9月25日～令和5年10月24日） 教育委員の活動報告：国体カヌー競技、小学校陸上記録会、青少年健全育成大会。 報告第14号「令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）について」 ※ 審議のあと承認。 議案第24号「伊佐市教育委員会の事務の点検・評価報告書について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

第11回定例教育委員会（令和5年11月24日（金））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和5年10月25日～令和5年11月23日） 教育委員の活動報告：総合教育会議、市小中学校音楽発表会、始良・伊佐地区教育委員研修視察、伊佐市文化祭、市管理職研修会、海潮忌、湯之尾小・針持小研究公開。 報告第15号「令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第10号）について」 報告第16号「財産の取得について」 報告第17号「伊佐市教育委員会事務局の職員の任命その他の人事について」 ※ 審議のあと承認。 ○ 提出審議なし。 ○ 提出動議なし。

第12回定例教育委員会（令和5年12月25日（月））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和5年11月24日～令和5年12月24日） 教育委員の活動報告：平出水小研究公開、ふれあい駅伝、伊佐地区ロードレース大会。 ○ 報告事項なし。 議案第25号「伊佐市学校給食用物資選定委員会設置要綱の策定について」 議案第26号「伊佐市学校給食用物資納入資格業者の登録に関する要領の策定について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

第1回定例教育委員会（令和6年1月24日（水））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和5年12月25日～令和6年1月23日） 教育委員の活動報告：二十歳のつどい。 報告第1号「伊佐市外部評価委員会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと承認。 議案第1号「伊佐市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の策定について」 議案第2号「伊佐市学校給食用物資納入資格業者等指名推薦委員会設置規程の策定について」 議案第3号「伊佐市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

第 2 回定例教育委員会（令和 6 年 2 月 26 日（月））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和 6 年 1 月 24 日～令和 6 年 2 月 25 日） 教育委員の活動報告：地区対抗女子駅伝、土曜いきいき講座閉講式、地区生涯学習推進大会、県下一周駅伝。 報告第 2 号「伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 報告第 3 号「伊佐市鹿児島県立大口高等学校学校活性化基金条例を廃止する条例の制定について」 報告第 4 号「令和 5 年度伊佐市一般会計補正予算（第 13 号）について」 報告第 5 号「令和 6 年度伊佐市一般会計予算について」 報告第 6 号「令和 6 年度伊佐市奨学生の決定について」 報告第 7 号「令和 6 年度所属学区以外の学校に就学させることについて」 ※ 審議のあと承認。 議案第 4 号「伊佐市教育委員会教育支援センター事業実施要綱の制定について」 議案第 5 号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第 6 号「伊佐市社会教育関係功労者表彰要綱の一部を改正する告示の制定について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

第 1 回臨時教育委員会（令和 6 年 3 月 10 日（日））	
審議内容	議案第 7 号「伊佐市立小学校・中学校校長及び教職員の人事について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

第 3 回定例教育委員会（令和 6 年 3 月 25 日（月））	
審議内容	教育長諸般の報告（令和 6 年 2 月 26 日～令和 6 年 3 月 24 日） 教育委員の活動報告：県立大田高等学校卒業式、小中学校卒業式、管理職送別会。 報告第 8 号「伊佐市教育委員会事務局の課長等の任免について」 ※ 審議のあと承認。 議案第 8 号「伊佐市西太良地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」 議案第 9 号「伊佐市山野基幹集落センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」 議案第 10 号「伊佐市学校給食検討委員会設置要綱の制定について」 議案第 11 号「伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第 12 号「伊佐市青少年育成補導センター規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第 13 号「伊佐市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第 14 号「伊佐市立幼稚園副食費助成実施要綱を廃止する告示の制定について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

第 2 回臨時教育委員会（令和 6 年 3 月 29 日（金））	
審議内容	議案第 15 号「伊佐市立小学校及び中学校教職員の人事について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。

④ 議事録の作成方法

要点の筆記及び録音方法により作成している。

また、上記③ウ)の審議内容については、市ホームページに議事録として公開している。

⑤ 学校訪問並びに学校行事等への参加状況（令和5年4月～令和6年3月）

月 日	学 校 等
4月6日	小・中学校入学式
5月22日	市教委学校訪問（菱刈小）
5月29日	市教委学校訪問（平出水小）
6月5日	市教委学校訪問（湯之尾小）
6月12日	市教委学校訪問（羽月小）
9月10日	中学校体育大会（大口中央中）
9月17日	中学校体育大会（菱刈中）
9月24日	小学校運動会（牛尾小・大口東小、山野小・平出水小・羽月小・田中小・湯之尾小・菱刈小・本城小・南永小）
11月15日	湯之尾小学校研究公開
11月21日	針持小学校研究公開
3月12日	中学校卒業式
3月22日	小学校卒業式

⑥ 教育委員の研修会への参加状況（令和5年4月～令和6年3月）

月 日	内 容 等
5月12日	県市町村教育委員会連絡協議会
5月25日	始良・伊佐地区市町村教育委員会連絡協議会総会及び研修会
7月25日	県市町村教育委員研修
8月1日	人権同和研修会
8月2日	伊佐市教育講演会
8月3日	九州地区市町村教育委員会研修大会
11月2日	始良・伊佐地区教育委員研修視察

⑦ その他の行事への参加状況（令和５年４月～令和６年３月）

月 日	内 容 等
４月４日	転入教職員着任式
４月７日	県立高校入学式
４月１３日	伊佐さわやかあいさつ運動
４月１４日	始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会（会計監査・役員会）
５月２７日	土曜いきいき講座開講式
７月１５日	春風亭柳之助落語会
７月２１日	燃ゆる感動かごしま国体炬火リレー
７月２６日	水泳記録会
１０月１８日	市小学校陸上記録会
１０月２１日	市青少年健全育成大会兼伊佐さわやかあいさつ運動推進大会
１０月２５日	総合教育会議
１０月２７日	市小中学校音楽発表会
１１月３日	伊佐市文化祭
１１月１１日	市管理職研修会
１１月１９日	海潮忌
１月３日	二十歳のつどい
２月３日	土曜いきいき講座閉講式
３月１日	県立高校卒業式
３月２３日	管理職員送別会

Ⅱ 教育委員会活動評価・外部評価委員評価

活動 事務	評価 項目	評価の視点	令和５年度事業に対する 内部評価（自己評価）	令和５年度事業に 対する外部評価（評 価委員の意見）
教 育 委 員 会 の 活 動	教育委員会の会議の運営・改善	開催回数等	定例教育委員会は毎月開催し、「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則」に基づいた会次第としている。 臨時教育委員会は、教職員の人事異動案件の内申時に開催した。	定例教育委員会の会議は適正に運営されており、特に問題はないと思われる。しかしながら数年にわたりホームページで周知しているにもかかわらず、傍聴者はいない現状であることから、今後は開催場所や時間帯を工夫して市民に広く周知することが求められる。また、教育委員会の会議においては、議案審議だけでなく、学区外就学や統廃合といったテーマを設定した討論を行うなど、会議の在り方にも工夫が必要である。
		議案の審議状況	27件の議案及び22件の報告案件について意志決定をした。全ての案件で議決、承認となった。	
		事務局との連携	緊急を要す補正予算や異動に伴う審議会等の委員の変更など報告案件となるものがあったが、事前に各課への周知を徹底することで、議決案件として提案することが出来た。	
		運営上の工夫	定例教育委員会については、市広報紙への掲載のほか、市ホームページにおいて開催日時等の周知を図ったが、傍聴者はなかった。このことから、今後も市民への周知に努める必要がある。 教育委員会議事録については、毎月市ホームページに公開している。	

活動 事務	評価 項目	評価の視点	令和5年度事業に対する 内部評価（自己評価）	令和5年度事業に 対する外部評価（評 価委員の意見）
教 育 委 員 会 の 活 動	教育委員会の会議の運営・改善	市長部局との連携	毎月1回教育長と市長が協議を行い、情報共有を行っている。 総合教育会議においては、「コミュニティスクールについて」を議題とし、曾木小学校校長から現在の取組状況について事例発表してもらい、その後伊佐市全体の現状等について協議をした。学校と地域の双方向の連携協力によって得られる効果や課題、継続の必要性など意見交換を行った。	市長部局との連携については、毎月1回市長と協議をされているとの報告だった。今後の連携にも期待する。
	教育委員の研修	研修回数等	●研修名 ① 主催 ② 開催日 ③ 開催場所 ④ 内容 ●市町村教育委員会委員研修会 ① 鹿児島県教育委員会 ② 令和5年7月25日 ③ 鹿児島市 ④ 講話・意見交換 ・生徒指導の充実について ・学力向上及び教育の情報化について ・特別支援教育の推進について 講演「デジタル社会における情報リテラシー」 協議 ・郷土教育の推進について	教育委員の皆様が各機関における研修に積極的に参加し、資質の向上に努められていることは高く評価できる。特に「部活動の地域移行課題」や「特別支援学校」など、現状の課題に直面した研修内容は、今後の伊佐市教育行政に活かしていただきたいと期待している。

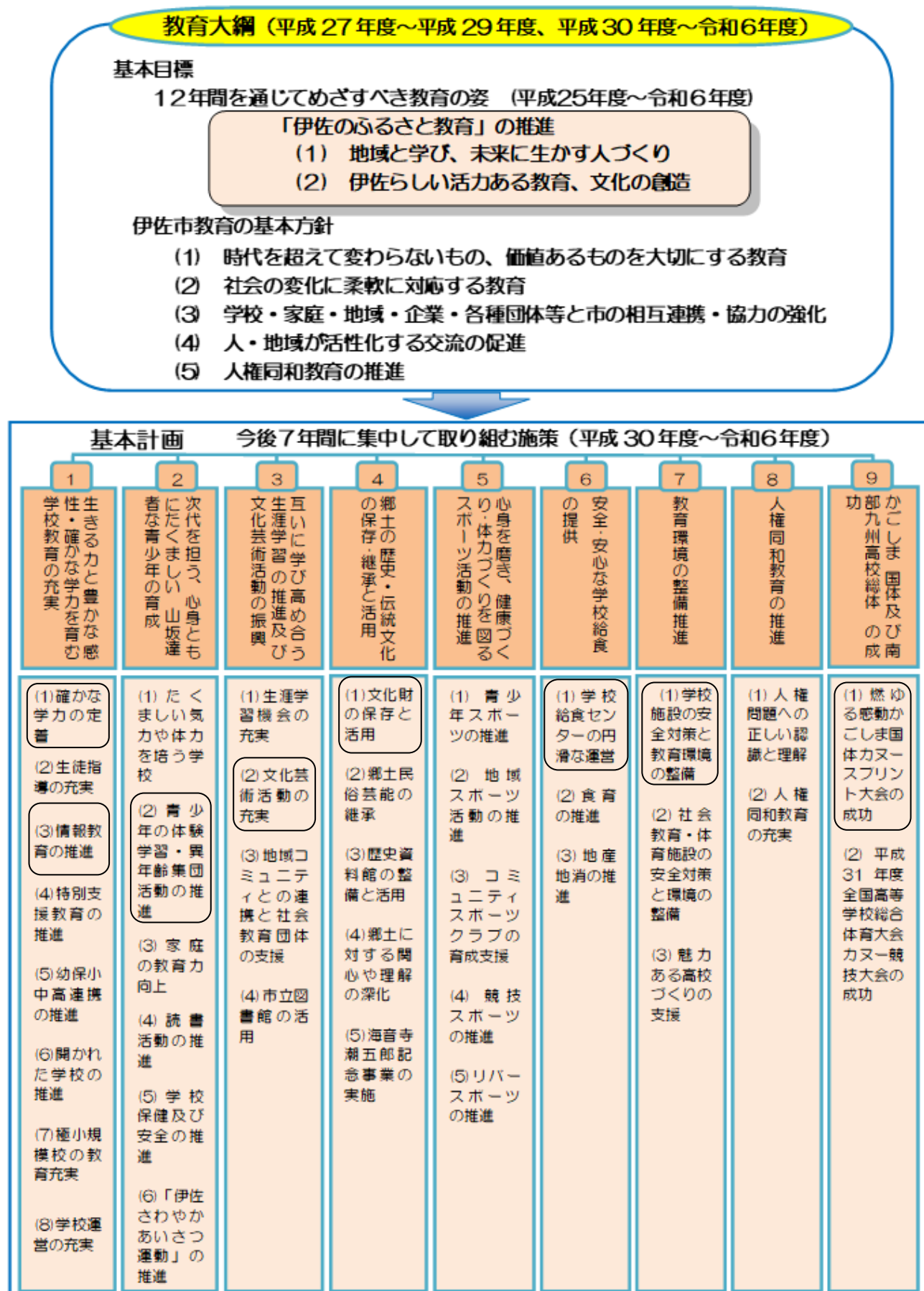
	教 育 委 員 の 研 修	研修回数等	●伊佐市教育講演会 ① 伊佐市教育委員会（学校教育課） ② 令和5年8月2日 ③ 菱刈環境改善センター ④ 実践発表・意見交換 ・授業でのICTの効果的な使い方について ・家庭学習でのICTの効果的な使い方について ・校務のDX化について ●九州地区市町村教育委員会研修大会 ① 九州地区市町村教育委員会連合会 ② 令和5年8月3日～4日 ③ 佐賀市 ④ 講演「部活動の地域連携・地域移行について」 ●始良・伊佐地区市町教育委員研修視察 ① 始良・伊佐教育事務所 ② 令和5年11月2日 ③ 鹿児島市 ④ 視察 ・鹿児島南特別支援学校 ・開陽高等学校	多岐にわたる分野の研修をされている点は評価できるものの、知見を深めるだけでなく、研修内容を幅広くフィードバックする方法の検討が望まれる。今後も変化する教育環境に対応した研修への参加を継続し、その成果を市の学校教育に活かしてほしい。
		研修の成果	数々の研修会等に参加し知見を深め、県内市町村における取組等の情報収集に努めた。	

活動事務	評価項目	評価の視点	令和５年度事業に対する内部評価（自己評価）	令和５年度事業に対する外部評価（評価委員の意見）
教育委員会 の活動	委員の活動状況	教育委員会行事への参加	各小中学校、幼稚園を訪問し、状況確認、適切な指導・助言を行っている。 また、伊佐さわやかあいさつ運動、市成人式「二十歳のつどい」など生涯学習分野等に係る行事にも参加している。	教育委員会の行事だけでなく、それ以外の行事にも積極的に参加されていることに敬意を表する。 地域や保護者の方々が関わりやすい環境を作るために、朝早くからの「伊佐さわやかあいさつ運動」や各種行事への参加、市各種役員としての職務などの努力を感じる。こうした活動で得られた見識をもとに、今後も教育行政への的確な指導助言に努めてほしい。また、今後の活動として、児童生徒の安全確保を考慮し、通学路の安全点検の実施を提案する。 子どもたちが「伊佐市で学んでよかった」「学ぶことが楽しい」と思えるような教育と行事が今後も続くことを期待したい。
		教育委員会以外の主催行事への参加	教育委員としての立場だけではなく、保護者や市民の一人として様々な行事に参加している。また、市各種役員（市男女共同参画推進協議会委員、市明るい選挙推進協議会委員、市総合振興計画審議会委員、市社会福祉協議会理事等）の職務も務め、その多角的な見識が、教育委員会活動に反映されている。	
	教育振興基本計画	進捗状況と検証	【参照】 (2) 施策等	

(2) 施策等（後期計画）

① 評価を行った教育振興基本計画の後期計画事業

教育大綱と基本目標（めざすべき姿）及び基本計画（施策）



② 評価を行った対象事業

No.	教育振興基本計画（後期）に掲げる 施策	事 務 事 業	担当課
1	確かな学力の定着	・ 学力向上対策事業	学校教育課
2	情報教育の推進	・ GIGAスクール構想推進事業	学校教育課
3	青少年の体験学習・異年齢集団活動 の推進	・ 青少年教育推進事業	社会教育課
4	文化芸術活動の充実	・ 文化芸術鑑賞、参加体験型文化 事業 ・ 文化団体等の連携と活動支援	文化スポーツ課
5	文化財の保存と活用	・ 文化財保存・活用事業	社会教育課
6	学校給食センターの円滑な運営	・ 学校給食事業	学校給食センター
7	学校施設の安全対策と教育環境の 整備	・ 小学校小規模改修事業 ・ 中学校小規模改修事業	教育総務課
8	燃ゆる感動鹿児島国体カヌースプ rint大会の成功	・ 燃ゆる感動かごしま国体 (カヌースプリント大会)	文化スポーツ課

1-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		確かな学力の定着	
教育振興基本計画に基づく方向性		生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	
第 1 次伊佐市総合振興計画		施策No. 24 学校教育の充実	
目 的	確かな学力の定着を図るため、発達段階と教科の系統性を踏まえた基礎的・基本的知識・技能の確実な定着及びそれらを活用する力を育成する。		
事 業	学力向上対策事業	担当課	学校教育課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 基礎学力の定着と小・中学校が連携した学力向上策を推進する。 (1) 教育開発委員会参画事業 (2) 菱刈中学校区小中一貫教育実践研修会実施事業 (3) 大口中央中学校区小中一貫教育実践研修会実施事業		
	事業費 コスト	(1) 教育開発研究委員会（旅費） 51,040 円 (2) 菱刈中学校区小・中一貫教育（賃借料・負担金） 75,900 円 (3) 大口中央中学校区小・中一貫教育 65,890 円	
	目 標 (指標)	(1) 中学校 5 教科について、高校入試問題の分析・研究を行い、教職員の問 題作成力・授業力向上を通して、生徒の学力向上を図る。 (2) 菱刈地区小・中学校の教職員が一堂に会し、授業参観や情報交換会を行 うことで、共通課題解決に向けての教育活動が展開されるようにする。菱刈 中校区の小学生が参加する集合学習を実施し、授業や体験活動を実施する。 (3) 大口中央中学校区の教職員が一堂に会し、授業参観や情報交換会を行う ことで、共通した課題解決に向けての教育活動が展開されるようにする。	
	反省・ 効果	(1) 霧島市、伊佐市、湧水町で構成する教育開発研究委員会（ドリカムプラン 推進委員会）に、6 人の教諭を推進委員として派遣した。事業費コストは その旅費である。同教育開発研究委員会は 5 回開催され、高校入試問題の 分析・研究、その結果に基づく授業改善策の策定等をおこなった。 (2) 令和 5 年度は、小中一貫教育推進委員会 4 回、小中一貫教育実践研究会 を 2 回、小中連絡会を 2 回、集合学習 2 回を行った。事業費コストはこの うち集合学習での移動のためのバス借上げ料である。 集合学習に参加した小学生から「ほかの小学校の友達ができよかった。」 「中学校での学習の雰囲気がつかめた。」といった感想があり、人間関係の 構築、中 1 ギャップの解消に効果があると考えられる。	

1-2 内部評価（自己評価）							
評価項目(評価の視点)			評価区分(指標)		判定	理由	
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である		5	本市の中学生の学力向上や教職員の授業力の向上、中1ギャップ解消のために継続的に必要な事業である。	
		4	緊急ではないが、必要性がある				
		3	概ね必要性や緊急性がある				
		2	必要性や緊急性が低い				
		1	必要性や緊急性がない				
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である		3	授業参観や領域別の分科会を行うことで課題を把握し、共通実践事項を設定して取り組んでいる。年間を通した中学校区全学校での共通実践には更なる周知・徹底が必要である。	
		4	政策達成に貢献しており妥当である				
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である				
		2	有効ではないがほぼ妥当である				
		1	有効でなく妥当でない				
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない		4	霧島市、湧水町と連携しながら始良・伊佐地区全体の学力向上に資するため、公共関与が必要である。 また、集合学習では、複数校が一堂に会するため、公共関与が必要である。	
		4	市が実施することが望ましい				
		3	一部民間で実施可能である				
		2	民間で実施可能である				
		1	民営化、民間実施すべきである				
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)		4	教育開発研究委員会は、毎年会の内容を精査した上での実施であるとともに、問題作成等はリモート実施になると著しく効果の減を伴う恐れがある。 また、小中一貫教育の推進について、削減は不可である。	
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある				
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない				
		2	経費削減の余地がある				
		1	経費削減が十分可能である				
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）		4	適切である。	
		4	概ね設定は適切である				
		3	対象や負担の見直しが可能である				
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である				
		1	対象や負担の見直しを要する				
有効性	成果が得られているか (目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている		4	概ね目標を達成している。今後も目標達成の指標を継続的に検証する必要がある。	
		4	目標を達成している				
		3	概ね目標を達成している				
		2	目標を若干下回っている				
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い				
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している		4	年間計画に沿って目的どおりに進捗している。	
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している				
		3	一部滞りが見られるが進捗している				
		2	計画・目的どおり進捗していない				
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である				
内部総合評価			A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
			B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
			C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
			D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
			学力向上は、本市の最重点課題である。教師が問題作成をしたり、領域ごとに分科会をもち課題解決に向かって共通実践を図ったりすることは、教師の資質向上につながり、学力向上につながると考える。また、集合学習をすることにより、小学生が学習内容や部活動等に興味・関心をもち、スムーズな中学校への進学につながっている。今後とも、学力向上対策として教育開発研究委員会への参加、小中一貫教育の推進が必要である。				
1-3 外部評価							
外部評価委員の意見		教育開発研究委員会に派遣された教職員の研究成果が生徒の学力向上につながっている。また、小中一貫教育の推進が中1ギャップの解消に大きな効果をもたらしている。派遣された教職員の問題作成力や授業力の向上にとどまらず、その成果が全教職員に波及する効果を期待する。 全国学力テストの結果では本市や鹿児島県全体が全国平均を下回る状況が見られるものの、教師の資質向上を目指した研究や実践は評価すべき取り組みである。新聞を読むことで学力が向上するという調査結果が示すように、今後もさまざまなアプローチを模索してほしい。					

2-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		情報教育の推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策 No. 24 学校教育の充実	
目 的	児童生徒の情報活用能力の育成		
事 業	GIGA スクール構想推進事業	担当課	学校教育課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 (1) 情報化推進のための伊佐市教育講演会 (2) 通信運搬費 (3) 授業目的公衆送信補償金 (4) 情報化推進先進校視察		
	事業費 コスト	(1) 市教育講演会（謝金・旅費） 15,400 円 (2) 通信費・インターネット契約料 137,106 円 (3) 授業目的公衆送信補償金 112,761 円 (4) 先進地視察車両借り上げ料 46,970 円	
	目 標 (指標)	(1) 市・県・九州・全国での先進的実践教師によるパネルディスカッションを行い、実践を共有し、端末を効果的に活用できるようにする。 (2) 菱刈庁舎で行う各種研修会をデジタル化し、オンライン研修や対面研修においてデジタルでの意見や資料のやり取りなどを行うことができる。 (3) 子どもが ICT を使いこなす姿を視察し、実践を共有することで、個別最適な学びや協働的な学びをさらに推進できるようにする。	
	反省・ 効果	(1) ICT 活用場面について「授業」「家庭学習」「校務の DX 化」の 3 点から実践発表を聞くことができたことや、授業での「思考」「共有」「蓄積」などのさらに細かい活用の視点などを共有することができたため、実践そのものだけでなく、参加者が応用して生かすことができる講演会になった。 (2) 管理職研修会では毎回資料送付をオンライン上で行い、協議を jambord や Teams 等で行うことで、会議自体を D X 化することができた。 (3) ICT を自然と使いこなす熊本県山江村立山田小学校の児童が学ぶ様子を視察することで、ICT の活用方法を身に付けるだけでなく、「GIGA スクール構想を推進するんだ」という意識が高まったという感想があった。	

2-2 内部評価（自己評価）						
評価項目(評価の視点)			評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要 性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である		4	GIGAスクール構想推進のために 具体的な実践を学ぶのに必要な事 業である。
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成 の手段として 適当か	5	きわめて有効な手段である		5	先進的に実践している先生方の 発表を共有したり、子どもがICTを 使いこなしている様子を視察した りした ことは、具体的な実践を学 ぶ機会となり、何よりも参加者の 意欲が高まった。
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべ きものか	5	市が実施しなければならない		4	伊佐市全体のGIGAスクール構想 推進のために、国・県・市レベル で公共関与が必要である。
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効 率 性	経費節減の手 法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)		4	市教育講演会のパネルディス カッションはリモートで行うこと は可能である。しかし、リモート での実施になるとディスカッショ ンの部分で効果の減を伴う恐れが ある。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴 う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を 伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公 平 性	対象や受益者 負担の設定は 適切か	5	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）		4	適切である。
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有 効 性	成果が得られ ているか （目標達成度）	5	目標を達成し、十分な成果が得られている		4	年間を通して、授業支援ソフト（ロ イノート）の使用率や端末家庭持ち 帰り回数が向上した。
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進 捗 性	計画・目的ど おりに進捗し ているか	5	計画・目的どおり進捗している		3	目的通りに進捗しているが、一 部の学校で端末使用率が低くなっ ている。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			
内部総合評価		A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
		B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
		C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
		D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
		令和5年度のキーワードである「溶け込ませる」という言葉をもとに、実践の共有としての パネルディスカッションや、子どもがICTを使いこなしている様子を参観する先進地視察を行 い、先生方に具体的な実践イメージをもたせることができた。その結果、年間を通して授業支 援ソフトの使用率や端末家庭持ち帰り回数の向上が見られた。今後も市が積極的にGIGAスクー ル構想を推進していく必要がある。				
2-3 外部評価						
外部評価委員の意見		授業支援ソフトの使用率や端末の持ち帰り回数の向上が見られる。さらに、教師の授業力によって情報 教育に差異が生じないよう、全体的な研修に取り組み、教師・児童・生徒のすべてが取り残されることな くICTを活用できることを期待する。1人1台のタブレットの使用で教育の幅が広がり、教職員の負担軽減 や進学・就職の支援につながると考えられる。しかし、情報活用に伴う弊害についても併せて対策や教育 が必要であり、保護者だけでは対応が難しいため、学校側での適切な対応もお願いしたい。				

3-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		青少年の体験学習・異年齢集団活動の推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No. 25 青少年の健全育成	
目 的	心豊かで確かな生きる力を持った時代を担う青少年を育成する		
事 業	青少年教育推進事業	担当課	社会教育課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 (1) 青少年体験活動の推進（レインボーキッズいさ） (2) ふるさと学寮の実施 (3) 二十歳のつどいの実施		
	事業費 コスト	レインボーキッズいさ補助金 100, 000 円 伊佐市ふるさと学寮事業補助金 424, 760 円 二十歳のつどい協力謝金等 324, 446 円	
	目 標 (指標)	(1) 「レインボーキッズいさ」の活動を支援し、青少年が異年齢集団での体験活動やボランティア活動を通して、次代のリーダーを育成する。 (2) 異年齢の子どもたちが集団生活を通して、自主性、協調性、忍耐力や連帯感を養う。 (3) 二十歳の門出の祝福と、大人になったことの自覚を持たせることを目的とする。	
	反省・ 効果	(1) レインボーキッズいさは、令和4年度団員数5人から令和5年度は20人と団員数は大きく増加。自然体験やボランティア活動を計画して、チラシの内容を工夫するなどして公募をした結果、増員につながった。しかし、本来のリーダーの育成を図っていく活動ができなかったため、令和6年度については、見直しが必要であると感じた。 (2) ふるさと学寮は、新型コロナウイルスの影響で4年ぶりに実施。各校区コミュニティ単位で開催し、異年齢の子どもたちが公民館等に寝泊まりし、身の回りのことを自分たちで行いながら平日に通学する体験活動ができた。また、地域との繋がりをつくる良い機会となった。実施していない校区には働きかけを続ける。支援者も高齢化しており、4年ぶりの開催のため、行政と関係機関での連携が必要であったと感じた。 (3) 二十歳のつどい実行委員会が式典のプログラムや企画の考案、当日の進行まで行い、充実した内容になった。	

3-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評 価 区 分 (指 標)		判定	理 由	
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	次代を担う青少年の育成は課題であるため、多様な学びの場を提供できるよう学習機会の充実を図る必要がある。	
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	本事業の推進にあたっては、地域の方や関係機関との連携が必要不可欠なものである。	
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	3	民間の育成指導者の実行委員会が組織されているが、情報提供など行政の支援も行なっていくたい。	
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	必要最低限の予算であり、削減の余地はない。	
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	現時点では適切である。必要最低限の負担である。	
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	関係機関との連携が必要である。	
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	関係機関の協力により事業自体は計画どおり実施した。	
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			
内部総合評価		A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
		B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
		C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
		D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
		「レインボーキッズいさ」「ふるさと学寮」「二十歳のつどい」などの実施について、社会教育としての体験活動、青少年教育を広く実施できた。今後も、青少年育成については家庭・学校・職場・地域等が連携し、それぞれの役割を果たしながら、関係機関との連携の継続が必要である。				

3-3 外部評価

外部評価委員の意見	次代を担う青少年の健全育成に向けた各種事業が展開されていることは非常に評価できる。レインボーキッズいさの団員数が増加した公募方法の工夫は評価できるが、今後は年齢層の課題に対する公募方法の改善も期待したい。 ふるさと学寮は参加した子どもたちに好評である一方、支援者不足が課題とされている。少子化が進む中で異年齢集団の関わり場の場として大きな役割を担っていると感じており、校区全体の情報を共有しながら引き続き推進をお願いしたい。 これらの事業は、伊佐市独自の青少年健全育成の素晴らしい取り組みであり、地域や家庭、関係団体との連携が不可欠であるが、それ以上に教育委員会の強力なバックアップが必要である。リーダー育成への取り組みに感謝しつつ、市の取り組みであることが保護者にとって安心感を与えている点も重要であり、今後も子どもたちが安心して楽しめる活動を支える協力体制の強化をお願いしたい。
-----------	--

4-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		文化芸術活動の充実	
教育振興基本計画に基づく方向性		互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.27 生涯学習や文化芸術の振興	
目 的	市民が気軽に参加できる文化活動、良質な文化にふれる機会の提供や自主的な文化活動を支援し、文化芸術の振興を図る。		
事 業	文化芸術鑑賞、参加体験型文化事業 文化団体等の連携と活動支援	担当課	文化スポーツ課
目 的 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 (1) 主催事業 … 和太鼓講習会、中学校吹奏楽部楽器指導、夏休み親子文化教室、春風亭柳之助落語会 (2) 共催事業 … いさのおんがくたいミニ・コンサート（5回）、いさのおんがくたいアウトリーチコンサート（6校） (3) 後援事業 … 第 35 回伊佐子ども芸術祭典、第 14 回伊佐市文化祭 (4) 伊佐市文化祭運営補助、伊佐ちいき芸術祭典運営事業補助などの活動支援		
	事業費 コスト	いさのおんがくたい開催事業 1,780,000 円 春風亭柳之助落語会 416,563 円 伊佐ちいき芸術祭典運営事業補助金 500,000 円 中学校吹奏楽部楽器指導 245,010 円 伊佐市文化祭支援補助金 200,000 円 夏休み親子文化教室ほか 463,051 円	
	目 標 (指標)	(1) 子どもから大人まで誰でも関心を持てるよう、様々な文化芸術の鑑賞・発表・体験機会の充実に向けた環境づくりを目指す。 (2) 市文化協会や文化芸術関係団体と連携し、その活動に対する情報発信と支援をするなど、必要な対策を効果的に実施する。	
	反省・ 効果	コロナ禍が落ち着いたことから、各事業計画通り実施することができた。 特に、ふるさと大使「春風亭柳之助落語会」については、これまでコロナの影響により2度の中止となっていたが、ようやく開催することができ、演者の巧みな話術を楽しむことができた事業となった。 また、学校に出向いてのアウトリーチコンサートについては、演奏者の音楽に親しみやすい曲や話を聞く機会を設けることができた。ミニ・コンサートについても、昨年度より開催回数も多く、市民の生活に潤いと活力に繋がる事業となっている。 近年、少子高齢化が進む中、文化芸術団体への支援や承継問題等に直面している。今後も、市民芸術団体に寄り添い、目的をもった事業を展開していきたい。	

4-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	市民一人一人が豊かな人生を送ることができるように、あらゆる機会・場所を提供する必要がある。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	3	様々な課題はあるが、文化芸術関係団体と協力しながら、政策達成に向け活動を展開している。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	3	市・文化芸術関係団体と連携しながら、事業展開していくことが必要であると考えている。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	必要最低限の経費を計上しているので、削減できない。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	4	対象や受益者負担の設定は、適正であると考えている。 今後、社会情勢の変化や市全体で使用料改正など必要が生じたときは、検討したい。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか (目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	3	市・文化芸術関係団体ともに、目的をもった事業展開を工夫しながら概ね達成できたと考えている。 成果については、将来を見据え、継続的な事業展開が必要である。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	コロナ禍が落ち着いたことから、概ね計画・目的どおりに進捗していると考えている。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	B				
コロナ禍も落ち着いたことから、計画どおり目的をもった事業を概ね実施することができた。 文化芸術関係団体においては、例年にない活動として、県民文化フェスタinいさ2023、DRUM TAO、チャリティーコンサート、LIVE@KAWAPERI等、様々な会場で実施できたことは大きく評価できる。 今後は、更に文化芸術関係団体と協働し、文化の薫りのするまちを目指したい。					

8-3 外部評価

外部評価委員の意見	最近、文化芸術鑑賞の機会が増えていると実感しており、これが今後の文化芸術の発展につながると感じている。良質な文化の提供が行われていることも大いに評価でき、都会とは異なり、様々な文化に触れる機会が少ない中で、適切な情報収集を通じて市民が求める優れた文化に触れることのできる事業の選定が期待される。また、文化協会をはじめとする各種団体との連携をさらに強化し、心豊かなまちづくりに努めていただきたい。 子どもたちが文化芸術活動に触れ合う機会ができるように様々な取り組みをされていると感じる。少子高齢化が進む中で、文化芸術団体への支援や承継問題に対応するための今後の事業展開にも大いに期待している。
-----------	---

5-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		文化財の保存と活用	
教育振興基本計画に基づく方向性		郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.26 歴史・伝統文化の継承と活用	
目 的	文化財の適正な保存・活用を行い、児童生徒による郷土学習としての伝承活動・学びの場の充実を図る。		
事 業	文化財保存・活用事業	担当課	社会教育課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 (1) 国県市指定文化財の適正な保存管理 (2) 郷土資料館専門指導員による児童生徒及び来館者への説明 (3) 郷土民俗芸能保存活動の支援		
	事業費 コスト	郷土資料館指導員賃金・手当 2 名 2,219,098 円 文化財説明版作成・除草作業等委託費 641,200 円 国指定文化財管理事業補助金（郡山八幡・祁答院） 504,900 円 指定文化財修繕補助金（郡山八幡神社避雷針アース設置） 231,000 円 指定文化財修繕補助金（祁答院家住宅屋根差し茅工事） 2,520,000 円 郷土芸能保存会運営補助金 252,530 円	
	目 標 (指標)	国・県・市指定文化財の適正な保存管理を行うとともに、ふるさとの歴史や文化を学ぶ場として郷土資料館の運営と利用促進を図る。	
	反省・ 効果	本年度は大口ふれあいセンター大規模改修に伴い、大口歴史民俗鉄道記念資料館を休館し展示・収蔵資料の整理を進めながら、菱刈郷土資料館に専門指導員を2名配置し、菱刈郷土資料館1館体制で来館者や郷土の歴史関係の問い合わせ等の対応を行った。今後は、コロナ明けということで、ふるさとの歴史や文化を学ぶ場として郷土資料館の利用促進を図り、利用者数増加を目指したい。 指定文化財関係の事業では、国指定文化財管理事業、大住古墳群等除草作業委託費等で、市内指定文化財の適切な維持管理を行うことができた。また、本年度は県補助事業を活用し、県指定文化財の高熊山古戦場・岡野窯跡群の説明・案内看板の更新を行った。 本年度は、コロナ禍で活動停滞した郷土芸能活動が、各団体再開しつつあったが、各地区の人口減少と高齢化により、後継者不足等で活動が難しい団体が増えてきていることから、今後は、郷土芸能団体の活動支援に力を入れたい。	

5-2 内部評価（自己評価）

評価項目（評価の視点）		評価区分（指標）		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	市内指定文化財の維持管理のためには必要である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	本事業は政策達成の手段として、必要不可欠なものである。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市教育委員会の責務である。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	文化財の維持管理等のために必要不可欠なものを予算化している。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	4	文化財の所有・管理者と協議をしながら、適切な負担をお願いしている。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	文化財維持管理の目標は達成されているが、文化財の周知活用については検討が必要である。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画通りに進捗しており、今後も関係機関との連携を深めながら対処したい。修繕等については、緊急性を有するものから順次対処する。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	市内指定文化財の適正な維持管理は行われているが、郷土資料館については、ふるさとの歴史や文化を学ぶ場として適切な運営を継続し、展示内容等を今後整備していくことが必要である。併せて、学びの場として利用拡大を図るためには、更なる広報活動も必要である。また、後継者不足により継承が難しくなっている郷土芸能活動については、効果的な支援を行うことが課題である。				

5-3 外部評価

外部評価委員の意見	郷土学習に重要な役割を果たす郷土資料館は、リピーターが少ないという課題があるため、展示内容の工夫や特別展示を開催するなどして楽しく学べる場としての活用をさらに進めてほしい。 少子高齢化の進行に伴い、各地区に伝わる郷土芸能の保存と伝承が厳しさを増している中、学校教育での取り組みや各保存団体との連携をさらに強化し、効果的な支援を行っていただきたい。 市内の国県市指定の文化財が適正に管理されていることは評価できますが、後継者問題は依然として課題であり、他市町村の状況を参考にしつつ、この問題の解決に向けた検討をお願いする。
-----------	---

6-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		学校給食センターの円滑な運営	
教育振興基本計画に基づく方向性		安全・安心な学校給食の提供	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.24 学校教育の充実	
目 的	適切で厳正な衛生管理のもと、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供する。		
事 業	学校給食事業	担当課	学校給食センター
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 学校給食センターの円滑な運営を図り、学校給食法に基づいた給食を実施する。		
	事業費 コスト	報酬 39,038,834 円 会計年度任用職員報酬 職員手当等 4,383,419 円 会計年度任用職員賞与 需用費 燃料費 6,875,680 円 学校給食用ボイラー燃料（灯油） 光熱水費 14,074,176 円 学校給食センター管理運営（電気・ガス・水道等） 賄材料費 98,164,335 円 学校給食用物資	
	目 標 (指標)	(1) 給食センターの円滑な運営を心がけ、適正で厳正な衛生管理のもと、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供する。 (2) 交通法令順守に基づく安全運転での定時配送及び回収の実施	
	反省・ 効果	・児童生徒に安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供できた。 ・食物アレルギー対応に関し、確認方法の見直しを行い、名簿の確認を担当者だけでなく、毎日のミーティング時に全員で行い、より確実な対応ができるようになった。 ・施設管理不備（ボイラー不具合）により、2日間給食提供ができず児童生徒、保護者及び各学校関係者に面倒をかけてしまい、大変申し訳なかった。年々、設備の修理等も増えてきているが、突発的な故障により、再び給食が止まることのないように、機械の日常及び定期的な点検を実施すると同時に、効率的な更新計画をたてて対応していく。	

6-2 内部評価（自己評価）

評価項目（評価の視点）		評価区分（指標）		判定	理由	
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	学校給食は健康的な食習慣を身に付けるための「健康教育」の役割を持ち、食べることの大切さ、楽しさを学ぶために必要な事業である。	
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	5	栄養バランスのとれた給食を提供することにより、児童生徒の心身の健全な成長に資するものである。	
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	学校給食法で義務教育諸学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければならないとされており、市の責務である。	
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	センターの稼働から10年が経過し調理機器や施設整備にかかる修繕費が増加している。人件費についても学校給食の質に関わるため、削減できない。	
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	5	対象は児童生徒であり変更はできない。保護者が負担する給食費は食材費のみであり適切である。今後、学校給食費無償化について議論が必要である。	
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	5	児童生徒に安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供することができている。	
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画・目的通りに進捗しているが、スタッフの高齢化もあり人員の確保について、調理部門の民間委託について継続して検討を進める。	
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	児童生徒に対し、学校給食を通して栄養のバランスをとり、心身の健全な発達に資すると共に、食育の実践として経験を積み「食」に関する知識を身に付けてもらうためにも、学校給食センターにおいては、適切で厳正な衛生管理を徹底し、安全・安心な給食を継続して提供していきたい。また、食物アレルギーを有する児童生徒の対応が増えているが、保護者及び学校と連携して、対応に万全を期していきたい。			A	4.71

6-3 外部評価

外部評価委員の意見	安全・安心で栄養バランスの取れた食事が毎日提供されることは大変評価でき、特に円安や地球温暖化による物価高騰の中でも地産地消を考慮した給食の提供が実現している点は素晴らしいと感じる。他県で異物混入問題が報道される中、本市では適正で厳格な衛生管理が行われ、食物アレルギーを有する児童生徒への細部にわたる打ち合わせや確認を行い、除去食の提供など、きめ細やかな対応がされていることも大いに評価できる。今後も食育の観点から、残渣の少ない献立の工夫や施設設備の保守点検を徹底し、子どもたちが楽しみで安心できる給食提供をお願いしたい。さらに、食材費の高騰や人員確保の難しさにも配慮し、調理部門の民間委託についても継続して検討され、引き続きおいしさを共有できる学校給食の提供を期待している。
-----------	---

7-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		学校施設の安全対策と教育環境の整備	
教育振興基本計画に基づく方向性		教育環境の整備推進	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.24 学校教育の充実	
目 的	伊佐市公共施設等総合管理計画を指針とする個別施設計画に基づき、計画的な施設整備や維持管理を適切に行うことにより、安全で学びやすい教育環境の整備を進める。		
事 業	小学校小規模改修事業 中学校小規模改修事業	担当課	教育総務課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 小・中学校における児童生徒の危険防止と校舎等の長寿命化・衛生・安全性の向上を図るため、トイレの洋式化、校舎等の外壁補修・屋根補修、その他臨時的な修繕や工事に伴う設計業務などの事業を行い安心安全な学校環境をつくる。		
	事業費 コスト	・ 小学校小規模改修事業 11,100,000 円 ・ 小学校小規模改修事業（臨時） 131,433,000 円 ・ 中学校小規模改修事業 2,320,000 円 ・ 中学校小規模改修事業（臨時） 700,000 円 145,553,000 円	
	目 標 (指標)	安心安全な学校施設の環境を維持していくため、校舎の外壁改修やその他補修等を計画的に行うことにより施設の長寿命化を図る。	
	反省・ 効果	小学校小規模改修事業として菱刈小火災報知器取替工事ほか120件、中学校小規模改修事業として菱刈中学校武道場軒天補修ほか20件を実施した。 小学校小規模改修事業（臨時）として、大口小給食コンテナ室改築工事、菱刈小体育館外壁防水改修工事、山野小・南永小体育館バスケットゴール撤去工事、曾木小大プール改修工事、湯之尾小校庭フェンス設置工事、山野小複式学級改修工事、牛尾小校舎電気設備改修工事、大口東小学校空調設備増設工事を実施した。 中学校小規模改修事業（臨時）として、大口中央中プール用給水バルブ取替修繕、菱刈中火災報知器受信盤取替修繕、大口中央中特別支援教室空調増設工事についても予定通り実施できた。 大口小受変電設備改修工事については、材料の納品が未定だったので令和5年度内の事業は実施できなかったが、その他の事業については計画通りの事業推進ができた。	

7-2 内部評価（自己評価）

評価項目（評価の視点）		評価区分（指標）		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	5	児童生徒の安全安心のための学校環境づくりのため、緊急かつ必要性は高い。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	3	耐用年数を超過する施設や修繕が必要な施設があり、改修等にも多額の費用が必要なことから、個別施設計画に沿って年次的に計画的に整備していかなければならない。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市教育委員会の責務であると考ええる。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	3	個別施設計画による施設の長寿命化行いながらトータルコストの削減につとめなければならないが、安心安全な学校環境の維持管理を考えると経費節減と相反する面もある。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	5	市が負担するべきものである。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	2	施設数も多く、予測できない修繕や資材調達など目標を達成できない部分もあるため、個別施設計画に基づき予算獲得に努力したい。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	3	概ね計画どおりに進捗しているが、学校施設の状況をみると、今後も積極的な施設整備・修繕を図る必要がある。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	令和5年度においては概ね計画どおり実施し、緊急的な整備にも対応できていると評価しているが、学校施設全体でみると整備改修が必要な施設は多数あり、予算面もあり整備改修が順番待ちの状態である。また、昭和30年～40年代に整備された施設も多数あり、長寿命化では対応できない施設もあるので、建て替え等も検討する必要もある。 令和3年3月に策定した「公共施設建築物個別施設計画」に沿って部位修繕や簡易補修を行い施設の寿命を延ばすこととしているが、今後については学校施設に特化した長寿命化計画の検討も行っていく必要がある。				

7-3 外部評価

外部評価委員の意見	限られた予算の中で、長寿命化を含む教育環境の整備が進められていることは大いに評価できるが、全体としては施設数も多く、整備改修が順番待ちであり、老朽化問題は事業費との関係で難しい課題である。市長部局との十分な連携を図りながら、次代を担う児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、優先順位をつけて計画的な改修事業を進めることが求められる。 昭和30～40年代に建設され老朽化が進んでいる施設の更新には予算的な限界があり、さらに出生数の減少なども考慮し、統廃合についても今後検討が必要ではないかと考える。
-----------	---

8-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		燃ゆる感動鹿児島国体カヌースプリント大会の成功	
教育振興基本計画に基づく方向性		かごしま国体及び南部九州高校総体の成功	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.28 スポーツの推進	
目 的	「燃ゆる感動かごしま国体」の成功に向け、市民の総力を結集し、本市を訪れる全ての方々を「まごころのこもったおもてなし」でお迎えするとともに、真に豊かさを実感し、夢と希望を持ち、心に残る大会を目指す。		
事 業	燃ゆる感動かごしま国体 (カヌースプリント大会)	担当課	文化スポーツ課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 「第 75 回国民体育大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年秋の開催を見送り、令和 5 年秋に「特別国民体育大会」として開催決定となったことから、大会開催成功に向け、調整をしながら準備業務を円滑に推進する。		
	事業費 コスト	・燃ゆる感動かごしま国体伊佐市実行委員会 179,518,205 円	
	目 標 (指標)	・全ての人々が夢と希望を持ち心に残る大会 ・スポーツの普及・振興を図る大会 ・簡素・効率化を図る大会	
	反省・ 効果	令和 5 年 10 月 13 日(金)～16 日(月)に開催された“燃ゆる感動かごしま国体 カヌー競技”は延べ 9,494 名(選手・役員等を含む)の来場をいただき盛大に終えることができた。ボランティアスタッフの献身的な働きや湯之尾コミュニティによるふるまいなど、県内外の来場者に心からのおもてなしを実現できた。また、市内小中学生による招待観戦も地元選手を大いに後押しする結果となり、鹿児島県選手団の躍進に繋がった。 関係機関と綿密に協議し、総務企画、競技式典、宿泊衛生、補助金業務等、試算通り運用することができた。 3 月初旬、伊佐市実行委員会解散総会を行い、大会実績及び選手の軌跡を報告した。	

8-2 内部評価（自己評価）

評価項目（評価の視点）		評価区分（指標）		判定	理由	
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	令和5年度開催に向け、準備に万全を期す必要がある。	
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	準備作業を一つ一つ再確認し、大会成功に向け関係機関との連携が必要不可欠なものである。	
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	カヌースプリント競技の開催地として決定しており、市が実施しなければならない。	
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	必要最低限の予算を執行し、経費削減を行った。これに伴い効果の減はなかった。	
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	5	対象や受益者負担の設定はないため、適切である。	
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	成果が得られ、目標を達成した。	
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	県実行委員会、カヌー協会関係者などと連携しながら、計画・目的どおり完遂した。	
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に第5類へ移行したことにより、コロナ前の大会と同等の開催を実施することが喫緊の課題となった。開催期間4日間、延べ9,000名を超える来場をいただき、競技役員、競技会役員、ボランティア、事務局と一体となり成功に終えることができた。合宿候補地として打診もあり、レガシーとして今後の需要に期待できる大会となった。				

8-3 外部評価

外部評価委員の意見	鹿児島国体カヌースプリント大会の開催決定時から、大会準備に奔走し、行政や関係機関との綿密な連携を図りながら、また、新型コロナウイルス感染症の流行での延期による選手や事務局のモチベーション低下が懸念される中で、大会を無事に成功裏に終えられたことは、関係者及び関係機関、事務局などの努力の賜物であり、敬意を表する。湯之尾のカヌーコースは立地条件に優れており、国体を通じてその魅力をアピールできたことと推察する。今後も合宿や各種大会の誘致を積極的に進め、整備された施設の有効活用を図り、地元の旅館や商工関係とも連携しながら、伊佐市のスポーツと観光の拠点としてさらなる発展を期待している。
-----------	--